

小山市在住の方へ

令和8年1月からの

農業用免税証一括交付について



交付場所が変わります。

交付場所

栃木県庁下都賀庁舎
第2福利厚生棟会議室
(栃木市神田町6-6)

令和7年1月に実施した、小山庁舎では受付・交付は行いませんのでご注意ください。

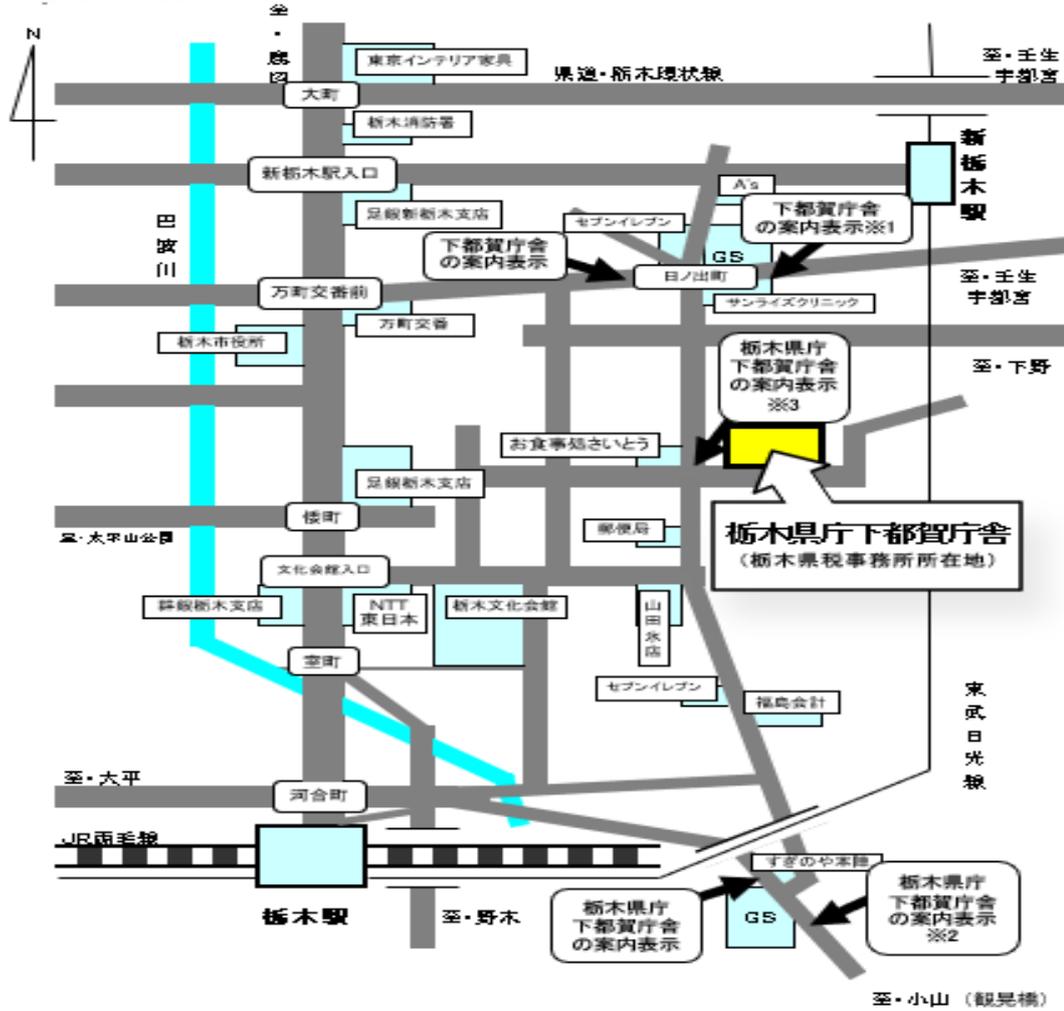
令和8年1月8日(木)～16日(金)に実施する農業用免税証一括交付は次の日程となります。

受付日	受付時間・対象地区	
	午前 (9:00～11:30)	午後 (13:00～15:30)
令和8(2026)年1月8日(木)	中 地区	大谷 地区
1月9日(金)	寒川 地区	穂積 地区
1月13日(火)	共同・受委託	
1月14日(水)	豊田 地区 (両毛線南側)	豊田 地区 (両毛線北側)
1月15日(木)	生井 地区	絹 地区
1月16日(金)	間々田 地区	桑 地区

○ 栃木県庁下都賀庁舎内のご案内

【所在地】〒328-8504 栃木県栃本市神田町5-5 栃木県庁下都賀庁舎内1階 Tel. 0282-23-3882

【アクセス】○ 栃木駅 (JR両毛線・東武日光線) から徒歩25分
○ 東武日光線新栃木駅 から徒歩20分



※1 道路案内板の表示(壬生方面から) ※2 道路案内板の表示(小山方面から) ※3 道路案内板の表示(小山方面から)

- ※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。
- ※更新手数料420円は、つり銭の無いよう御協力をお願いします。
- ※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。
- ※マスクの着用等、感染症予防策については個人の主体的な選択を尊重し個人の判断に委ねますが、発熱や風邪の症状等がある方は、来場を見合わせるようお願いいたします。

■申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書 (※新規申請以外の方)
(納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。)
- (3) 使用者証更新手数料 420円 (※新規申請及び使用者証更新の場合)
- (4) 耕作証明書 (※新規申請及び耕作面積が変更になった場合)
使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

- 注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書・納品書・領収書等)を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。
③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
④受委託の方は、耕作証明書の発行に時間がかかるため、お早めに農業委員会で申請手続きを行ってください。

■問い合わせ先 ○栃木県税事務所 不動産評価・軽油担当 Tel.0282-23-6882
○小山市農業委員会事務局 Tel.0285-22-9243 (耕作証明書について)